

会議開催結果

1. 会議の名称	第2回砥部町下水道事業審議会
2. 開催日時	令和5年12月8日（金） 午後3時00分から
3. 開催場所	砥部町役場 2階 大会議室
4. 審議等事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 会議録署名人の指名 3. 第1回審議会のふりかえり 4. 下水道全体計画区域の設定 －全体計画区域設定（案）の説明－ 5. 全体計画区域を見直した場合の影響について 6. その他
5. 出席者名	<p>出席者</p> <p>【審議会委員】</p> <p>会 長 羽鳥 剛史（愛媛大学社会共創学部准教授）</p> <p>副会長 二宮 良和（砥部町商工会副会長）</p> <p>委 員 徳永 郁美（砥部町商工会女性部副部長）</p> <p style="padding-left: 2em;">上田 文雄（砥部町社会福祉協議会会長）</p> <p style="padding-left: 2em;">松田 啓司（砥部焼協同組合理事長）</p> <p style="padding-left: 2em;">鎌田 国博（砥部町老人クラブ連合会副会長）</p> <p style="padding-left: 2em;">松村美江子（伊予地区更生保護女性会砥部支部長）</p> <p style="padding-left: 2em;">柳田栄理子（砥部町女性団体連絡協議会会長）</p> <p style="padding-left: 2em;">八束 徳佳（砥部校区代表 上ノ山区長）</p> <p style="padding-left: 2em;">越智 浩介（宮内校区代表 宮内区長）</p> <p style="padding-left: 2em;">古川 直幹（麻生校区代表 拾町区長）</p> <p style="padding-left: 2em;">松林 一夫（公募委員）</p> <p style="padding-left: 2em;">佐川 恵子（公募委員）</p> <p style="padding-left: 2em;">若城 昌子（公募委員）</p> <p style="padding-left: 2em;">門田 作（砥部町建設課長）</p> <p>【事務局】 松田 博之、重松 由紀枝、好光 誠人、 酒井 英生</p> <p>欠席者 なし</p>

6. 公開又は非公開の別	公開
7. 非公開の理由	
8. 傍聴人数	0人
9. 所管課	上下水道課 下水道係 電話 089-962-6363 (内線563)

令和5年度 第2回 砥部町下水道事業審議会会議録

発言者	発言内容
事務局	— 開会宣言 —
会長	— 会長あいさつ —
事務局	— 配布資料の確認 —
会長	<p>【審議会成立宣言】</p> <p>当審議会は砥部町下水道事業審議会設置条例第7条に基づき、会議は、委員の過半数がなければ開くことはできないとあり、本日15人全員の出席が確認されましたので、当審議会が成立しましたことをご報告申し上げます。</p>
会長	<p>【会議録署名人の選任について】</p> <p>審議会委員名簿の順に、2名ずつ署名をしていくということで決定していますので、今回の審議会会議録の署名人は、松村委員と、柳田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>「(1) 第1回審議会のふりかえりについて」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず初めに1回目の審議会において、汚水処理に係る公共下水道全体計画の見直しの必要性和、その場合の課題について説明させていただきました。</p> <p>これを受けまして第2回の審議会では、縮小する公共下水道全体計画区域の見直し案、縮小したことによって、公共下水道整備区域から外れる区域住民の皆様への影響について説明させていただきます。</p> <p>第1回の開催の審議会から2か月ほど間があいておりますので、第1回の審議会で説明した内容を振り返ってみたいと思います。</p> <p>では1ページをご覧ください。</p> <p>緑色のバーで示しました、公共下水道事業の整備状況と現計画区域のところから説明いたします。</p> <p>まず砥部町公共下水道の整備状況についてです。表2-1をご覧ください。現在の計画の処理人口で見た下水道整備進捗率は、38.8%、処理面積で見た下水道整備進捗率は29.6%となっており、整備率としてはまだ低い状況にあ</p>

事務局	<p>ります。</p> <p>下水道整備は、処理場に近い市街地から整備していくために、都市計画区域外の宮内小校区や砥部小校区などは、整備に時間を要することとなります。</p> <p>そのため、下水道整備に時間を要する区域の住民の皆様にとっては、合併処理浄化槽を選択していただくことも考えられます。</p> <p>続いて、2ページをご覧ください。</p> <p>先ほど説明した表2-1をイメージ図として示したものが、図2-1になります。</p> <p>図の緑色で囲んだところが整備済み区域を示しており、その区域を地図上で示したのが、次の3ページの地図です。水色で塗っているところが整備済み区域となっております。</p> <p>以上簡単ではございますが、第1回の審議会の振り返りについての説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局から説明が終わりました。ご質問・ご意見等ございましたらよろしく願います。</p>
委員	<p>— 質疑・意見なし —</p>
会長	<p>他にご意見がなければ、続いて、「(2) 下水道全体計画の設定」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ではここからは全体計画区域の見直しに係る実際の検討過程について説明します。4ページをお開きください。</p> <p>第1回の審議会でも触れましたが、効率的な汚水処理の推進をするためには、各種汚水処理の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法の選定を行うことが必要となります。</p> <p>このようなことから、国土交通省、農林水産省、環境省の3省合同による持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル、平成26年1月、が発刊され、このマニュアルに基づいて、下水道計画区域の見直しを行いました。</p> <p>具体的には、集合処理である公共下水道を整備した場合と個別処理である合併処理浄化槽を整備した場合の経済性による比較検討を行いました。</p> <p>5ページをご覧ください。集合処理と個別処理の概念について説明します。</p>

図 2-3 で説明いたしますので、1 番下のイラストをご覧ください。

水色のだ円で囲んだところが、家が密集しておりまして、このような場所は、集合処理である公共下水道が工事費用の面から見て経済的となります。理由といたしましては、家が密集しているため、下水道管の距離が短くて済み、道路に埋設する工事費を住民 1 人あたり管きょ費に換算しましたら、個別処理にするよりも割安となり、経済的に有利となります。

一方、オレンジ色の丸で囲んだ区域、水色の丸の上のほうの小さな丸ですが、家がまばらで密集しておりません。

このような区域は、公共下水道を伸ばしても接続する戸数が少なく、家と家との間に距離がありますので、集合処理には向いておりません。

このような場所では、個別に浄化槽を設置したほうが経済的ということになります。

これらを踏まえて、1 番上のコスト比較の概念図を、ご覧ください。集合処理と個別処理が交差して、均衡している赤丸の均衡点がございまして、ここが個別処理とするか、集合処理とするかの分かれ道で、この限界点を集合処理が超えると、建設費が割高になりまして、下水道には向いていないため、下水道を選択すると、経済的に成り立たなくなるということになります。

続いて、6 ページをご覧ください。

ここで砥部町の汚水処理人口普及率の目標年度を説明します。

目標年度は、第 4 次愛媛県全域生活排水処理構想に準じまして、表 2-2 にお示ししたとおり、短期目標として令和 8 年度末、最終目標として令和 14 年度末としております。

ちなみに表の 2-2 でお示ししております目標数値は、愛媛県構想の目標数値となっております。

砥部町の目標数値としましては、令和 8 年度末は、83.1%になります。87.7%の下に 83.1%と、ご記入いただいたらと思います。

令和 14 年度末は、砥部町の目標が 87.6%、となっておりますので、また愛媛県数値の下にご記入いただいたらと思います。

この目標数値というのが、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の三つの汚水処理方式を合わせた普及率となっております。

参考として、本日お配りしております A4 横の、右肩に資料 1-1 とお示した資料をご覧ください。

水色の棒グラフの図ですが、令和 4 年度末に国土交通省が公表しております「都市規模別汚水処理人口普及率」というデータです。

グラフ中、左側に人口規模という項目がございまして、1 番左から 2 番目に 5 万人未満という、棒グラフがありますが、この 5 万人未満に砥部町が含

事務局

まれております。

この5万人未満の汚水処理人口普及率が83.4%ですが、全国平均は、この表のグラフの上のほうに黒い実線が横に引いてあると思うんですけど、これが全国平均の92.9%になっておりまして、5万人未満の自治体というのは、83.4%ですので、全国平均よりも下回っているという状態になっております。

3枚目の資料1-3をご覧ください。

こちらが、都道府県別の汚水処理人口普及状況、令和4年度末のデータになっております。

愛媛県は83%で、全国の順位で愛媛県は40位ということで、結構低い順位になってます。

理由としましては、四国は山間部が多いことや、地理的な理由で、全国平均を下回っているということが分かります。

またこの後ろのページに、全国の市町村の汚水処理人口普及率が載っています。砥部町も載っていますのでまた後で参考にご覧いただいたらと思います。

資料に戻っていただきまして、7ページをご覧ください。

3省合同の都道府県マニュアルに基づきまして、全体計画区域の見直しに向けての検討を行いました。

検討フローを図2-4に示しております。

まず1番目としまして、検討のベースとなる人口等の予測を行っております。砥部町のおおむね20年後の人口、世帯数の予測を行いました。

続いて2番目として、検討単位区域の設定を行いました。

検討単位区域とは、こちら米印にも記載しておりますが、集合処理か個別処理かを検討する上での一定の家屋集合体のことを指しております。

次に、計画区域の設定でございます。経済性をもとにした集合処理、個別処理の比較を行いました。また下水道整備進捗率の目標値の設定も行いました。次のページから、各項目について詳しく説明します。

8ページをご覧ください。

まず将来の行政人口及び世帯数についてです。

図2-5の将来行政人口をご覧ください。国勢調査の人口の実績値として青いグラフ、予測値として赤いグラフで示しております。

平成2年から平成17年までは上昇傾向ですが、それ以降は減少に転じております。

予測値は、グラフ下のこめ印で説明させていただいておりますが、将来人口推計の基本的な手法である、コーホート要因法を用いて推計をいたしました。

た。

これは、死亡、出生、転入転出などの自然増減、社会増減によって生じる変化を要因ごとに計算して、将来人口を求める方法となっております。

予測では、令和 27 年には 1 万 4,624 人となりました。赤いグラフの 1 番最後の年度です。

これをもとに、長期目標として設定した、令和 24 年の将来人口としまして、令和 22 年度と令和 27 年度推計人口の直線補間を行いまして、1 万 5,376 人と算定されました。

このことから、長期目標の将来行政人口は 1 万 5,376 人を四捨五入して、1 万 5,400 人ということで設定をいたしました。

9 ページをご覧ください。世帯数の将来値については、将来の世帯人員を 2.2 人と設定しまして、地区ごとの人口を世帯人員で割戻して算出いたしました。なお世帯人員の将来値は、国立社会保障・人口問題研究所に示す、愛媛県の世帯人員の減少率を参考としました。

20 年後には 1,500 戸ほどの世帯数の減少が見込まれるということになっております。

表 2-3 をご覧ください。

先ほどの 2.2 人という数値が、R24 年の砥部町計画値、網かけをしているところの数値となっております。

表 2-4 をご覧ください。先ほどの、字名の地区ごとの人口をそれぞれ 2.2 人で割った数値が 1 番右側の世帯数の数値となっております。

この数値を、下で合計いたしまして、6,993 戸となり、これが、将来の家屋数ということで算出されました。

続いて 10 ページをご覧ください。ここから検討負担区域の設定の説明に入りますが、その前に、現状の全体計画区域のままで下水道整備を進めた場合の、建設費や財源がどのぐらい必要となるかをご説明します。

現状の下水道全体計画の面積は 441.3 ヘクタールとなっております。

これを全て整備するためには、浄化センターの増設費を除いても、約 95 億円が必要となる試算結果となりました。

年間当たりの建設投資額を約 2.5 億円と仮定いたしますと、全て整備するまで約 38 年かかるという試算結果となり、膨大な費用と時間を要することになります。

表、図 2-6 をご覧ください。年間当たりの建設投資可能額を、先ほども説明しましたように、近年の平均をとって、約 2.5 億円としまして、建設投資額に充てられる財源としましては、このオレンジ色で示しております国庫補助金が半分の 50%、充てられるようになります。残りは下水道事業債と、皆

事務局

様から納めていただく受益者負担金を充てるようになります。

ご覧いただいても分かりますように、青の斜め線のところが、下水道事業債といたしまして、こちらは、借金をして賄うようになりますので、おおよそ半分が借金を使って、下水道の整備を進めていくということになっております。

下水道工事に必要な建設費ですが、まずは下水道本管を埋設しまして、そのあと各家庭が下水道本管へ接続して、使った水道使用量に見合った下水道使用料が、最後に収入として入ってくるという形で、下水道整備というのは、先行投資、という意味合いが強い事業になります。

そのため多額の費用がかかる下水道工事に対して、使用料のみで賄うことは出来ないために、このように借金を行って、工事費に充当するという仕組みになっております。

公共下水道の工事の主な財源は国庫補助金ですが、この国庫補助金が、令和8年度以降は、補助金が交付されるかどうか、国のほうでは不透明な状況となっております。

その理由は、令和8年度までに汚水処理施設の整備を全国でほぼ完成させるよう、国が推進していますが、令和8年度以降は、現在、昭和の時代に既に公共下水道を整備している自治体が大半を占めておりまして、それらの施設の老朽化が、現在は懸念されております。老朽化対策ということで、改築更新のほうへ補助金を手厚くするようにシフトしているというような、国の財政の計画があるためです。

砥部町は、平成23年に下水道が始まりましたので、他の自治体に比べても比較的新しい設備となっており、新規整備途中の自治体向けに交付される補助金により、下水道整備を行っております。今後もし補助がつかなくなると、先ほど申し上げた、95億円という費用は、町の単独費で整備せざるを得なくなるような状況になります。

補助金のほか、先ほど説明した下水道事業債という借金もございまして、令和4年度末時点の現在の下水道事業債の残高がおおよそ38億円ございます。現在の全体計画区域を全て整備するとなると、約30年後には、下水道事業債の残高が約46億円まで増加していくということが想定されております。これを示しましたのが、11ページの図の2-7の緑の棒グラフです。

またこの起債を、今度は返済をしていかなくてははいけませんので、その返済の推移を示したのが、下の黄色のグラフになっております。

このまま整備を続けたとして、返済のピークが、令和38年度に訪れます。黄色のグラフで、ピークが年間約3.4億円、返済する推計となっております。3.4億円というのは現在の元金償還額のおおよそ3倍の額と、いうことに

<p>事務局</p>	<p>なります。</p> <p>本日参考としてお配りしております資料のA4縦の1枚もの、円柱のグラフが載っているイラストの資料をご覧ください。</p> <p>こちらが「広報とべ」12月号に掲載されております、掲載ページ3ページですが、9月30日時点での町の財政事情ということで、掲載させていただいております抜粋資料です。</p> <p>令和5年9月末現在で、町全体の起債残高、これが借金の残高ですが、およそ150億円ということになっています。</p> <p>事業別に比較して、ご覧いただいても分かりますとおり、下水道事業の起債残高が39億円ということで、最も大きい額になっていまして、公債比率としても高い状況となっています。</p> <p>現在の公共下水道の処理区域内人口1人当たりで、起債残高を換算しますと、住民1人当たり54万円を負担するというような、結果になりまして、将来にわたって住民の方が負担する、借金の割合が高いことを示しております。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、12ページをご覧ください。</p> <p>ここからは、検討対象区域の設定について説明いたします。</p> <p>既に下水道、浄化槽により整備が完了している区域である既整備区域と、直近で整備予定している区域を「下水道確定区域」とし、それ以外の未整備区域を検討対象区域としました。</p> <p>下水道接続である集合処理が有利か、合併処理浄化槽である個別処理が有利か、その経済比較は、都道府県構想策定マニュアルに準じて、図2-8のとおり、各施設の建設費を耐用年数で割り戻した費用と、維持管理費を加えた年あたりに換算したライフサイクルコストを基に検討しました。</p> <p>図2-8をご覧くださいと分かるように、下水道接続の際の集合処理にかかる費用項目が、浄化槽接続の際の費用項目より、多いです。</p> <p>大きく違うところが、下水道には、管きよといって各家庭から排出した、汚水を浄化センターまで送るための下水道管を引くための建設費がかかるのに対し、浄化槽である個別処理にかかる費用項目には、それがありません。浄化槽は、各家庭に浄化槽を設置して、浄化した処理水をそのまま近くの水路へ流すために、管きよ費がかからないためです。</p> <p>また、下水道では、道路の道路に下水道管を埋設していくため場所によっては、自然の勾配がとれず、ポンプで、ある程度の高さまで汚水を上げて浄化センターへ送る必要が出てきます。</p> <p>そのため、個別処理費にはないマンホールポンプ建設費がかかってきます。</p> <p>このように、下水道を建設するほうが客観的に見ても、費用がかかることが</p>

分かります。

これが、人口密集した区域でないと、公共下水道が有利とならない理由です。

13 ページをご覧ください。ここでは集合処理と個別処理の経済比較を行うためのベースとして、どのように費用単価を設定したか、説明します。

表 2-5 をご覧ください。こちらが、下水道費用単価と耐用年数の一覧となります。

都道府県構想策定マニュアルに示された費用関数をもとに算出したものと、接続検討で重要となる管きょ費やマンホールポンプ建設費は、実績値を採用して費用単価を設定しました。マニュアル値を採用している項目は、マニュアル値を算出すると、実績値とほぼ変わらなかったため採用しています。また、耐用年数はマニュアル値を採用しています。

表 2-6 は、個別処理である合併処理浄化槽の費用単価と耐用年数です。

こちらについても、実績値がマニュアル値とほぼ変わらなかったため、マニュアル値を採用しました。

14 ページをご覧ください。先ほどの費用単価を用いて、マニュアルに基づき、始めに検討単位区域を設定します。検討単位区域とは、先ほど 7 ページでも説明しましたように、既に整備済みの区域以外の区域にある家屋について、集合処理か個別処理のどちらが有利か検討するための集落区域であり、これを、一つのブロックとします。

ここでポイントとなるのが、家屋間限界距離になります。図 2-9 をご覧ください。家屋間限界距離とは、一つの家屋を、隣接する集合処理区域に接続するのに要する費用と、一つの家屋を個別処理する費用が均衡する時の接続管きょの長さを意味しております。

この距離内であれば、その家屋は集合処理に含めたほうが有利となります。費用単価及び各指標をもとに算定した砦部処理区における家屋間限界距離は 44 メートルとなりました。44 メートル以内だと、集合処理である下水道が有利で、44 メートルを超えると個別処理が有利となります。

15 ページをご覧ください。これまでの内容を踏まえて経済比較を基にした集合処理、個別処理の判定を行いました。評価のポイントとしまして、今回の検討では、マニュアルに示されている従来の手法に加え、下水道の費用単価に、起債元利償還金分を考慮した場合や、既設浄化槽の費用を除いた場合など表 2-7 に示す 4 つのケースの経済性比較を行いました。これらの結果を、下水道全体計画区域の見直し案としての評価指標としました。

まず、指標①は、マニュアルに基づく経済性評価を行いました。評価内容は、マニュアルに基づく年あたり建設費と維持管理費を合算したもので、集合処理の場合と個別処理の場合で比較をしました。

事務局

判定結果は、集合処理が有利となり、地図のイメージとしては18ページの図2-11をご覧ください。赤色で塗ったところが集合処理となり、公共下水道による整備が有利であるという結果になります。

ページを戻っていただいて15ページをご覧ください。

表2-7の指標②をご覧ください。マニュアルに基づく手法に加え、起債元利償還金分を考慮した経済性評価です。これは基本となる費用単価のほか、下水道事業に係る建設費、は、先ほど10ページでも説明しましたように、財源の一部に下水道事業債という起債を充当して、向こう30年かけて起債を償還します。最終的には、支払い利子分が加算された費用が生じることになるので、下水道における建設費に支払い利子分、建設費の1.356倍を上乗せしたものとなりました。判定は、19ページの図2-12をご覧ください。先ほどの指標①と大きくは変わりませんが、一部の地域では、個別処理が有利となる結果となりました。

15ページに戻っていただき、表2-7の指標③をご覧ください。

指標②に加えて、検討単位区域内に既に設置されている、合併処理浄化槽は、浄化槽が故障したりなど、入替えや更新を考慮しなければ、建設費はかからないものと想定しました。

判定の結果、20ページ、図2-13をご覧ください。

先ほどより個別処理のエリアが増えてきました。特に集中合併処理浄化槽は、その施設自体、汚水処理が完成していると判定できますので、集合処理から外れることとなります。

15ページに戻っていただき、表の2-7指標④をご覧ください。

指標③に加えて、検討単位区域内ですでに合併処理浄化槽が設置されている家屋は、すでに個別処理により、汚水処理が完成しているととらえることが出来ますので、建設費、維持管理費がかからない、ととらえることが出来ます。

判定の結果、21ページの図2-14をご覧ください。

黄色である、個別処理が有利となるエリアが増え、残りの赤の区域について、集合処理である公共下水道が有利であるという結果となりました。

17ページをご覧ください。

下水道計画区域の検討結果をまとめました。

指標①から指標③は、集合処理が有利となる区域の面積が多く、管きよ費の建設費が60億円から75億円近くが必要となり、整備を要する期間は、年間2.5億円の建設費を要すると試算して、25年から30年を要します。

一方で、指標④を採用した場合、他の指標に比べると、最も整備を要する期間が短く、想定では11年となります。

事務局	<p>22 ページをご覧ください。砥部町における推奨案を説明します。</p> <p>これまで説明しました検討結果をもとに、砥部町では、指標④を推奨案とすることを考えております。ただし、現在、地元管理となっている集中処理浄化槽である、「永立寺団地汚水処理施設」がございますが、このエリアは、単独集中浄化槽です。場所は 21 ページをご覧ください、図の真ん中にある、記号で C-2、C-3 と示されている場所です。経済比較を行った結果、個別処理が有利である結果となりました。しかしながら、単独集中浄化槽方式は、現在認められておらず、砥部町としても、汚水処理方式の是正が必要となります。水質保全の観点からも、この区域は集合処理区域として設定し直したいと考えております。</p> <p>また、21 ページの地図の都市計画区域ですが、現在、未整備となっている末端区域についても、検討を行いました。検討した区域は地図の指標④の検討単位エリアの記号 A-39、A39-1 についてです。</p> <p>このエリアは、これまでの全体計画では、公共下水道による集合処理が有利との判定に基づき、将来公共下水道として整備する区域として位置づけておりましたが、今回の全体計画見直しにより、再精査した結果、個別処理が有利であるという結果になりました。また、このエリアは市街化調整区域であり、周辺は田畑が多く、人口密度も低く、下水道使用料収入が見込める可能性が非常に低いため、A-39、A39-1 については、全体計画区域から除外することが、適切であるという検討結果となりました。以上により、砥部町が推奨する最終案としては、23 ページの図 2-15 に示すとおりとなります。以上で下水道全体計画案の説明を終わります。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>最終案について本日、採決を取りたいのですが、先にこの次の、24 ページの住民の皆様への影響についてというのを説明いただいた後で、砥部町最終案の採決を取りたいと思います。先に、ただ今の説明について、皆様から質問はありませんか。</p>
委員	<p>第 1 回目の審議会でご説明があったと思うんですけど、第 2 回目資料の 1 ページ、下の表 2-1 なんんですけど、下水道処理区域人口 7,197 人とありますが、これは 3 ページの青く塗られているところの人口かというふうに思うんですけど、そういう解釈でよろしいですかね。</p>
事務局 委員	<p>そうです。この青い区域が既に整備されている区域で 7,197 人です。</p> <p>この中には、下水道接続しているところもあると思うんです。それから、合併処理浄化槽をつけてるところもある。それと単独浄化槽のところもあると</p>

<p>委員</p>	<p>と思いますが、それらの割合は分かりますか。</p> <p>下水道処理区域人口ということで、7,197人と数字が出ているのですが、実際に下水道に接続されているのはこれの何分の1の割合じゃないかと思っています。</p> <p>そのうちに合併浄化槽というのは水質汚濁防止の観点からいっても、そのまま下水につながなくても、汚水処理はできていると言えますが、あと単独浄化槽を設置しているところも結構あるのではないかと思います。</p> <p>また、下水道にも接続してない、単独浄化槽のままのところは、水質汚濁防止の観点から、下水道の地域であるのに汚水処理されてない。そういう疑問があるので今の人口的に実際に下水道に接続されたのは、7,197人のうち人口で言えば何人か。</p> <p>それと合併浄化槽は何人か。実際には下水道につないでいない単独浄化槽のまま設置されているのは何人か、割合が分かれば教えていただいたらと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>下水道に設置されている人数が4,749名、合併浄化槽が1,330名、単独浄化槽が943名、くみ取りが175名です。</p>
<p>事務局</p>	<p>戸数としては把握していないのですが、処理区域内人口で把握しております。</p>
<p>委員</p>	<p>これをお聞きしたのは、先ほど言いました汚水処理の観点から、下水に接続している人口というのは当然下水道が入っていますが、そのうちの合併浄化槽を設置されているところが、1,330人ですね、この人数については、もう下水に接続しないという人の割合も多いかもしれない、と思います。そうすると、この処理区域内人口の7,197人に対して、当然、その分下がってくると思います。ということは、この7,197人に対して、処理場を作っていると思うのですが、この分が余裕になってくると思います。</p> <p>実際にはそのあたりも考慮して、最終的には考える必要があると思います。</p> <p>単独浄化槽や汲み取りは、下水道に接続してもらわないといけない。できるだけ接続してもらいたいと思いますが、合併浄化槽はもう既に認められている一つの手法ですので、下水接続の強制は出来ない。ですから、つながない人も多いというふうに私自身は感じるんです。</p> <p>それがまず一つ、今の人口についてお聞きしました。ありがとうございます。それと次にお聞きしたいのが、資料の10ページ、サブタイトル2.4.1下水道計画区域の基本方針のところ、約95億円とありますが、カッコ書きで「処理場の増設を除く」というふうに書かれていますが、第1回目の審議会</p>

委員	<p>の資料の中で、処理場の規模（既設能力 3,500 m³/日）がかかれておりました。</p> <p>1 回目の資料の 18 ページです。これは全体整備された場合には、処理場を増設しなきゃいけない、それ以上にお金が必要ということなんですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員	<p>そしたら今は、この 3,500 立法メートルを 1 日に処理すると、最大と書かれています。このうちのどこまで、現在設置されておられますか。</p> <p>3,500 トンは最終でしょうか？</p>
事務局	<p>現在の計画では、2 棟処理する予定で計画しておりますが、今は 1 棟分の処理棟を作って維持管理しています。</p>
委員	<p>二つ作る予定が 1 棟ですね。</p>
事務局	<p>1 棟分で 1 日 3500 立法メートルの処理ができます。</p> <p>水処理棟がもう一つ増えた段階でもう一つ処理棟が建設できるよう土地を用意しております。</p>
委員	<p>そうすると、現状の下水道計画の全体を整備した場合には、この 95 億円に、場合によってはもう 95 億円ぐらいかかると、というような考え方ですか。2 棟目の処理棟も完成していなくて、現在の区域の全体をやった場合ですよ。見直しは考えずに。</p>
事務局	<p>さらに 95 億円がかかることはないです。</p>
委員	<p>考え方としては、処理場の増設費が 95 億円に上乗せしてかかるという事ですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員	<p>もう一つお伺いしたいのですが、17 ページの、先ほどご説明がありました表 2-8、「現全体計画と各指標の比較」言うところですが、現全体計画、ここの整備面積が 287.4 ヘクタールになっているのですが、資料の 1 ページの表 2-1、下水道全体計画区域面積 441.3 ヘクタールという数値面積とはどのような関係になっているのでしょうか。同じ全体計画で、数値が違うのがちょっと分からないのですけど。</p>
事務局	<p>現在の都市計画区域は整備済みもしくは整備中ですので、その都市計画区域の面積を除いた数値です。地図上でいうと赤く塗った箇所の面積です。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>それから、処理場の 3,500 立方メートル、これが最大汚水量となっていますが、処理人口でしたら何人の処理ができるというふうに解釈すればよろしいのでしょうか。単に最大と書いていますから、1 人当たり 250 リットル使用す</p>

委員 事務局	<p>るとして、単純に割ると 14,000 人となりますが、それではないわけですね。</p> <p>今の質問ですけれども、第 1 回審議会資料の 4 ページより、計画人口が 1 万 6,200 人として、水処理施設をつくるようにしております。</p>
委員	<p>単純に 1 棟分ですので、それを 2 で割ったら、8,100 人となります。</p>
委員	<p>分かりました。これは質問じゃないんですけど、もう一つ、先ほど、最後のお話でございました、永立寺のところを加えたほうがいいというお話、私も賛成です。</p>
委員	<p>第 1 回の審議会資料 9 ページを見ましたら、これは先ほどお話があり、永立寺は単独集中浄化槽であるという事でいけば、そうすべきじゃないかと私は思います。</p>
事務局	<p>その下の、規模がちょっと小さいのですが、第 1 回の審議会資料の 9 ページの集中浄化槽施設一覧の No.11、宮内グリーン、これも単独集中浄化槽なんですけど、ちょっと場所的に、もうちょっと、正確な寸法は分かりませんが、ここは地図上で見ると山並に非常に近いところ、規模が小さいので、試算すると、単独であってもこれは合併浄化槽か何かに変えたほうがいいという結論かなと思うのですが。そういうことですか。</p>
事務局	<p>ご指摘がありました宮内グリーン団地のほうも、今回の赤色の部分に含めておりますので、下水の処理を行ってまいります。砥部町最終案の中に、宮内グリーン団地も地図上の赤いエリアに含めております。</p>
委員	<p>砥部町最終案としての中に、宮内グリーン団地、23 ページですか、あそこにもちょっと入ってなかったと思ひまして。そしたら最終的には集合処理に含めるという事で。私としては賛成です。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>ちょっと 2 点目の、今ご説明いただいた処理場ですね、増設を加味していない事については、17 ページの表 2-8 は、どこかに但し書きでも書いておいたほうが良いと思います。特に指標①②③を見ると、それぞれの処理場増設分は計算されてないわけですね。</p>
事務局	<p>それでいくと、かなり集合処理が、個別処理より有利であるという結果が分かるんだけど、これ実際に整備するとなると、処理場の増設になってしまつて、そうなると、集合のほうが有利っていう結果が変わる可能性があるかなあと思うので、それ今から計算するのは大変だと思うので、但し書きにでも、あくまでこれは現状のキャパシティを維持することを前提とした試算です、ということやっていて現状に増設するとなると、この赤色と黄色が変わってくる可能性もあるというのは、注釈で入れておいたほうが良いと思います。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>

会長 委員	あと、そのほかいかがでしょうか。 砥部町の公共下水、これからの下水道、人口が、減少していく中で、今現在お話出ましたように、処理場が1基しか稼働してないということですよね。もう1基稼働させると、多分莫大な費用になると思うのですが、私もう一つ欲しかったのは、今の1基の稼働でどれだけのエリアがカバーできるのかというのが、これはひとつ検討していくべきじゃないかなと思うんです。すごい莫大な事業になると思いますので、一步踏みとどまって、一基で収めたらどこで終わるのか、それも検討していかないといけないと思うのですが。
会長 事務局	はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。 処理場に関しては、2系列の計画で、全体計画があったわけなんですけど、今回の指標④であれば1系列で処理できます。
会長	今回の試算は、処理施設1系列というよりも、ちょっと違う条件で試算されており、今ある処理場がキャパオーバーになるかという判断で、指標④の結果になってないんですね。 それ以外の条件で、指標④で最終案になっているので、処理場1系列でどこまでカバーできるか計算をしてみるのには価値はあるけれども、しても結果は変わらないのかなと思います。
委員	今の1基で、今後、計画案が全部処理できるという意味ですよ。容量的には、数量的にはですね。
事務局	処理場は段階的に増設していくので、人数が増えていったらそれだけ増設するっていうことになります。
委員	それで、今回は指標④の赤いエリアすべてについては、今の1基だけで処理できるという、そういうことですよ。
事務局	はい。処理できます。
会長	はい、ありがとうございます。そのほかご意見ありませんか。では続いて、全体計画区域を見直した場合の影響についてということで、説明をお願いします。
事務局	それでは、資料の24ページをご覧ください。 ここからは、下水道全体計画区域を削除した場合の住民の皆様への影響について説明をします。 砥部町では、令和4年度より単独浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助金制度が拡充されました。 このページのイラストの下の表をご覧ください。従来は、合併処理浄化槽の本体工事費にしか補助金が出ませんでした。が、宅内配管工事に最大30万円、撤去費用に9万円をプラスして、最大およそ72万円の補助金が出るように

事務局

なりまして、住民の方のご負担は、これまでのおよそ 90 万円から 50 万円に軽減されるようになっております。

続いて 25 ページをご覧ください。こちらが昨年 8 月号の「広報とべ」に掲載されました合併処理浄化槽転換に係る補助金のお知らせとなっております。

砥部町の都市計画区域内で、既に下水道整備が決まっている区域は、浄化槽転換の補助が出ませんが、都市計画区域外のエリアは、現在も補助対象となっております。

このような形で広報でも、積極的に周知をしております。

この事業は、生活環境課が担当をしております。

続いて 26 ページをご覧くださいと思います。

今回の見直しによって、下水道全体計画から外れる予定となる住民の皆様につきましては、合併処理浄化槽の設置をお願いしていくこととなります。

図 3-1 では、公共下水道と合併処理浄化槽の個人負担額について比較をしております。

一般的な費用負担額になりますが、公共下水道では、受益者負担金と、排水設備の工事費用がかかってきますので、赤字で書いておりますけれども、約合計 57 万円。

合併処理浄化槽では、先ほども説明しました補助金の制度を活用していただきますと、50.5 万円というご負担になります。

ただし、維持費としましては、長期的に見ますと、合併処理浄化槽のほうが少し割高になる可能性もございます。

このように、下水道全体計画区域から外れる予定となっている住民の皆様につきましては、救済策としまして、浄化槽設置整備補助金事業をご活用いただくようになります。

ちなみに下水道使用料については、砥部町が、下水道供用開始が県内で最も遅く、導入時は、国の基準によって、高度処理を採用しております関係もございまして、県内でも単価が高めの下水道使用料となっております。

現在 1 立方メートル当たり税込み 204 円という単価となっておりますので、こういった現実もございまして、今後の展望としましては、下水道使用料をすぐに料金改定するという予定は、今のところございませんけれども、人口減少が進むことを考えますと、公営企業というのは、独立採算の原則というものもございまして、維持管理費がきちんと賄えるように、健全経営を目指して運営することが大切であると考えております。

27 ページにつきましては、砥部町の受益者負担金についての説明をしております。

事務局

10人槽以下というのが、砥部町は浄化槽の人槽数で、負担金算定しております。他の自治体でしたら面積割で1平方メートル当たり幾らみたいな、換算をしておりますが、砥部町は、公共ます一個につき18万円。

1人増えるごとに1人槽ごとに3,500円を加算ということで、受益者負担金につきましても18万円というふうにならざるを得ない自治体よりも高い設定とはなっておりますけれども、負担金の割引制度というのがございまして、こちら第1回で説明したかと思っておりますけれども、町が行う公共ます設置照会時というのは、下水道工事をする前に、公共ますの設置をしていただくお願いに、職員のほうが伺っております。

そのときに、公共ますの設置をご了解いただきますと、2万円の割引、下水道が使えるようになってから6か月以内に、自宅の排水設備の設置、下水道への接続が完了した場合はさらに2万円割引いたしまして、負担金の一括納付を選択された場合は、負担金の総額の1割引きということで、合計、5万8,000円の割引をさせていただいて、12万2,000円をお納めいただくという流れになっております。

最後に、28ページをご覧ください。

表3-1ですが、集中合併浄化槽と公共下水道の使用料の比較をしております。

こちらは年間換算しております。集中合併浄化槽は、町管理の施設が6施設で、自治会管理の施設が4施設ございまして、下水道使用料は、3人世帯で1人当たり1日250リットルを使用したと想定して算出してございまして、年間5.5万円。

で、町管理の集中浄化槽使用料は月3,670円の定額となっております。

自治会管理につきましましては、およそ、2,500円から2,700円ということで、御参考にさせていただきましたのが、さかえ団地とあかがね団地の処理施設のご負担額というのを参考にさせていただいて、表を作成しております。

このように全国の自治体でも、住民の方のご負担の公平性ということで、検討段階に入っている自治体が結構出てきております。

砥部町でも、下水道使用料は、水道料金に応じたメーター換算で、下水道使用料をいただいておりますけれども、農業集落排水施設が、広田地域のほうにございまして、そちらはメーター換算ではなくって、基本料金を設定して、お1人増えるごとに加算していくというような、受益者負担金のような形のイメージで使用料のほうを設定しております。そういうふうな使用料の単価の設定が、公共下水道と農業集落排水でちょっと違うという実情がございまして。

各自自治体が抱える問題としましては、もともと下水道使用料が今まで低価格

事務局	<p>で設定していたために、使用料収入で維持管理費が賄えていないというような現実もございまして、他の自治体では、農業集落排水の使用料と下水道使用料を、同じ額にして、持続可能な汚水処理の推進に向けて公平化を図っているという自治体も、中にはございます。</p> <p>今後は、そういった住民の方のご負担の公平性についても、検討する必要があるのかなと考えております。</p> <p>以上で、全体計画を見直した場合の影響についての説明を終わります。</p>
会長 委員	<p>ではただいまの説明についてご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>合併浄化槽の補助金制度についてお伺いしたいのですが、この制度が出来たのは、国が3分の1、県が3分の1、市町村3分の1という負担という形で、今も国からとか県からとか補助金があるのですか。</p>
事務局 委員	<p>はい、あります。</p> <p>私の個人的な意見で聞いていただけたらと思いますが、合併浄化槽への転換を、下水道処理区域外においての場合にということになっていると思います。</p> <p>この補助金というのは、合併浄化槽が出始めたときは、まだ単独浄化槽があったときだったものですから、その差額を、この補助金で賄う、ということでこの制度が出来たと思うのです。</p> <p>今は、単独浄化槽というのはなくなった。もう市場にないわけですよ。そうすると、公共下水道処理区域ではなかったら汲み取りか合併浄化槽かと、いう二つの選択肢しかなくなるのですが、実際に言うと、今の時勢からすれば、私の考えでは、これから家建てる人は汲み取りというのはゼロではないかと。合併浄化槽に、補助金があるなしにかかわらず、合併浄化槽にするのではないだろうか。</p> <p>だから、そういうところでいくと、補助金はなぜ、いつまでも続くのかなという疑問が一つあります。ちょっと、下水道の話とは別ですけども。下水の話になりますと、前回もお話ししたのですが、私が住んでいるところに下水が来て、単独浄化槽でしたので。現在もそのままの人も結構おります。単独浄化槽のままでそのままいくのだと。</p> <p>もう年をとっているし云々とかいう、いろいろ理由によって、負担が非常に厳しいということですね。</p> <p>そうすると、できるだけ下水につないで、下水が来たところについてはつないでもらおうというふうに今後していかないといけないわけですよ、単独浄化槽とかくみ取りのところについては。</p> <p>そうすると、この浄化槽のように、新しく宅内配管や撤去費について補助が出るようになっていきますけど、下水道が来たところについても、そういう単</p>

委員	<p>独浄化槽とか、くみ取りのところについては、そういう配管とか、撤去費についてどう考えるかという問題があるのですが、うちもそのまま埋めただけです。</p> <p>そういうことについては補助金を出すように、合併浄化槽と同じようにすれば、下水道へ接続してもらいやすくなるのではないだろうかというふうに思います。</p> <p>今すぐどうこうというのは難しいと思うのですが将来的な考えの一つとして、できるだけ浄化槽に、下水道につないでいただくということを考えたら、そういう考えも一つではないだろうか。せっきく下水道が来たのにつないでくれないのでは何にもなりませんので。</p> <p>そういう考えも一つ取り入れていって、下水道へ接続の人数を増やしていく手段をとるべきではないかというふうに思いますので、今後のこととしてお願い出来たらと思います。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。これからということでもよろしくお願いします。</p>
委員	<p>最終案ですが、千足の西側はですね、集合処理である赤色から個別処理である黄色に変わっているのですが、最終案で。これは何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>B-23 のあたりですか。千足といたしましたら B-23 とか 24、25 の箇所でしょうか。</p>
委員 事務局	<p>はい、そうです。</p> <p>このあたりは低宅地といいますか、土地が低くなっている区域になりますので、もしこの区域に下水道を引くとなると、マンホールポンプを設置しないといけなくなりますので、費用がかなりかかってしまう。そういうことで、経済比較をした結果、ここは個別処理が有利であるという結果になっています。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>そのほか、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、特にご意見もないようですので、今回の最終案について、採決を取らせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>今回の審議会において、砥部町公共下水道全体計画区域を、現在の計画区域から縮小して、資料 23 ページの指標④に基づく最終案を採用したいということを事務局から提案いただきました。賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 委員全員 挙手 —</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは本日出席の全委員のご賛同をいただきましたので、全体計画区域は、こちらの最終案を採用することになりました。ご審議ありがとうございます。</p> <p>それではそのほかということで全体として、ご質問ご意見ございますでしょうか。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>— 質疑・意見なし —</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。委員のみなさま、ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>【今後のスケジュールについて説明】</p> <p>本日、審議会で、委員の皆様にご賛同いただきました、砥部町推奨案をもとに、パブリックコメントを実施いたしまして、内容を公表して、住民の皆様からのご意見をいただきます。</p> <p>パブリックコメント終了後に、第3回の審議会を開催する予定でございます。パブリックコメントの機会におよそ1か月の期間を設けますので、第3回の開催予定日は、来年年明けの1月末か2月上旬頃に開催したいと考えております。</p> <p>審議内容としましては、今回の推奨案をもとにした、答申案の検討ということで、皆様にまたご審議いただければと存じます。</p> <p>答申案が完成いたしましたら、羽鳥会長様、二宮副会長様のほうから、町長のほうへご提出いただくスケジュールとなっておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で事務局からの説明を終わります。</p> <p>— 閉会宣言 —</p>